

「北海道産業人材育成企業知事表彰審査基準」

1 目的

北海道産業人材育成企業知事表彰実施要綱に基づき、受賞者を決定するための選考を適正に行うため、審査基準を定める。

2 審査会の要件

審査会は、北海道産業人材育成連携会議構成機関の総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 審査方法

- (1) 審査は、審査会に出席した北海道産業人材育成連携会議の構成団体が行う。
- (2) 審査は、別に定める「北海道産業人材育成企業知事表彰審査票」により、「優れた取組」及び「特に優れた知事表彰に値する取組」を選定する。
- (3) 各審査員は順位を決定し、別に定める順位毎の得点を配点する。
- (4) 事務局で各審査員の審査結果を集計し、審査会において表彰候補者を決定する。
- (5) 表彰候補者の決定に当たっては、いずれかの審査項目で「特に優れた知事表彰に値する取組」であると評価した審査員が2名以上いることを条件に、審査員の配点の合計点の上位概ね3者を表彰候補者とする。

4 審査基準

審査員は、次の(1)から(3)に掲げる審査項目及びその他の審査項目の取組状況について審査する。

(1) 人材育成の取組方針を明確にしていること

■審査項目

- ①人材育成の指針等が明確であること
- ②人材育成を推進するための人事評価制度が明確であること
- ③人材育成に関して、従業員との面接、目標の設定等を行っていること

(2) 能力開発制度、技術認定制度を有していること

■審査項目

- ①知識・技能向上のための研修制度（OJT・OFF-JT）を有していること
- ②研修等受講料の事業所負担や一時的な業務体制の変更など受講しやすい環境を整備していること
- ③独自の技術認定制度を有していること

(3) 「次の時代の産業の担い手」の育成に貢献していること

■審査項目

- ①高校生等のインターンシップの受け入れを行っていること
- ②小中学生等に対する職業観の醸成等を目的とした職場見学等の受入を行っていること

5 受賞者の決定

道は、審査会で決定した表彰候補者に基づき、受賞者を決定する。

6 適用

この審査基準は、第1回北海道産業人材育成企業知事表彰の審査から適用する。